

# <u>令和2年度埼玉年末·年始無災害運動実施要領</u>

「きっちり確認ゆっくり休息 しっかり準備 年末年始無災害」(令和2年度 年末年始無災害運動標語)

埼玉県内の事業場での本年 10 月末集計の労働災害発生状況は、死亡者数 13 人(前年同期比 14 人(51.9%)の減少)、休業 4 日以上の死傷者数 4,660 人(前年同期比 293 人(6.7%)の増加)となっている。

「埼玉第 13 次労働災害防止計画」では、5年間で平成 29 年に比べ死亡者数を 20%以上、休業4日以上の死傷者数を7%以上減少させることを目標としている。平成 29 年同期比では、死亡者数は12人減少、休業4日以上の死傷者数 548人(13.3%)増加となっており、このままでは、年間6千人を3年続けて上回ることも予想され、目標達成が厳しい状況である。

このような状況の中、年末年始の繁忙期を迎え、貨物量の増加、気象条件や交通事情等により作業環境が変化しやすくなることに加え、事業場、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除を行う際等に非定常作業等が行われることなどに伴って、労働災害の増加が懸念される。

このため、各事業場、職場における年末・年始にかけての安全衛生意識を高め、安全衛生活動を積極的に展開することにより、労働災害を防止するため、「埼玉年末・年始無災害運動」を実施する。

なお、厚生労働省が後援する「年末年始無災害運動」の趣旨も踏まえ実施することとする。

※また、今年度も本運動の取組をより確かなものとするため、安全衛生管理の基本事項について「令和2年度安全衛生管理自主点検」を実施するものとする。

## 1 目的

各労働災害防止団体等が推進する年末・年始時期を捉えた労働災害防止強調期間、無災害運動等との連携により、管内事業場における安全衛生意識の高揚を図るとともに期間中に埼玉労働局及び管下各労働基準監督署並びに各関係団体・各事業場が展開している各種取組を一層推進し、もって労働災害の防止を図る。

### 2 実施期間

令和2年12月1日から令和3年1月15日まで

### 3 主唱者

埼玉労働局、管下各労働基準監督署

# 4 実施者

- 5 主唱者の実施事項
- (1) 労働災害防止団体、事業者団体、建設工事発注機関等に対する協力要請
- (2)年末年始に労働災害の多発が懸念される業種に対する指導・要請
- (3)ホームページ、記者発表等による広報
- (4) 事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助
- (5)「Safe Work SAITAMA」の普及促進
- 6 事業者の実施事項
- (1)経営トップによる年末年始時期における安全衛生方針の決意表明及び「令和2年度安全衛生管理自主点検表」を活用した自主点検の実施。(自主点検表は埼玉労働局ホームページからダウンロード)
- (2)安全衛生管理体制の確立、確認
- (3) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (4)ストレスチェック結果等を活用したメンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (5) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止活動の実施
- (6) 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく積極的な取組
- (7) 非定常作業における労働災害防止対策の徹底
  - ・作業計画、作業マニュアルの点検、確認、作成
  - ・作業計画、作業マニュアルに基づく安全衛生教育の実施
  - ・作業計画に基づく作業開始前ミーティングの実施
- (8) KY (危険予知) 活動の実施
- (9)安全衛生パトロールの実施
- (10) 業務繁忙期における無理な計画に基づく作業の排除
- (11) 職場の整理・整頓・清掃・清潔(4S)の徹底
- (12) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (13) 降雪期を考慮した交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- (14) 荷主として運送事業者に荷役作業を行わせる場合の荷台からの墜落防止の安全対策
- (15)「Safe Work SAITAMA」のキャッチフレーズ、ロゴマークの活用による安全衛生の意識 高揚

### 7 重点実施事項

- (1)全業種共通
  - ア 事業者の安全衛生方針の確認、所信表明
  - イ 4S (整理・整頓・清掃・清潔) 活動の推進
  - ウ 床等の水、油、氷等の清掃、除去による転倒災害の防止
  - エ 脚立、梯子等の正しい使用方法による墜落・転落災害の防止
  - オ 床面、通路、階段等の設備改善による転倒災害、墜落・転落災害の防止

- カ 無理な姿勢による荷の取扱作業の排除による腰痛の防止
- キ 荷役作業安全ガイドラインに基づく荷役作業時の安全確保
- ク 交通法規、自動車運転車労務改善基準の遵守による交通労働災害の防止
- ケ 雇入れ時の安全衛生教育の徹底
- コ 積雪、凍結による転倒災害の防止対策

## (2)製造業

- ア 加工用機械、運搬装置等の安全装置、安全カバーの設置によるはさまれ・巻き込 まれ災害の防止
- イ 平成 25 年 4 月改正の労働安全衛生規則による食品加工用機械の対策の実施
- ウ 非定常作業、故障時のマニュアル確認及び安全作業の徹底
- エ 通路、階段、作業床等の墜落、転倒防止のための改善
- オ フォークリフト、クレーン等の資格者の確認と資格者による作業
- カ 用具の正しい使用方法による作業
- キ 重量物扱いの災害性腰痛、捻挫防止のための正しい方法による作業

# (3)建設業

- ア 法令に基づく足場の設置、開口部の手すり等の設置又はそれらを設けることが困難 な場合の墜落制止用器具の使用による墜落・転落災害の防止
- イ 足場先行工法、手すり先行工法の実施
- ウ 車両系建設機械、クレーン等に係る作業半径内立入禁止措置等安全作業の徹底
- エ 平成 25 年 8 月改正の労働安全衛生規則による解体用機械の対策の実施
- オ 携帯用丸のこ盤の安全教育の徹底と歯の接触予防装置の確実な使用
- カ 作業計画に基づく適切な作業
- キ 足場等の防護ネットの設置等による高所からの落下物災害の防止
- ク 脚立、梯子、ワイヤーロープ等の点検と特に梯子使用時の緊結、転位防止、昇降時 の安全ブロック及び墜落制止用器具の使用等適切な作業方法による作業
- ケ 作業主任者の作業指揮に基づく作業
- コ 新規採用者に対する安全衛生教育の実施
- (4) 陸上貨物運送事業
  - ア 過労運転及び降雪、凍結による交通労働災害の防止
  - イ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく次の災害防止対策
    - ①荷台からの墜落・転落防止
    - ②フォークリフト、クレーン等の災害防止
    - ③コンベヤーによる災害防止
    - ④ロールボックスパレットによる災害防止
    - ⑤転倒による災害防止
    - ⑥腰痛防止対策
    - ⑦荷崩れ又は荷の落下による災害防止
    - 8陸運事業者と荷主との連絡調整
- (5) 小売業・飲食店

- ア 4S (整理・整頓・清掃・清潔)活動の推進等による転倒・転落災害の防止
- イ 平成 25 年 4 月改正の労働安全衛生規則による食品加工用機械の対策の実施
- ウ 刃物、脚立、梯子等の正しい使用方法による作業
- エ「安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づく安全推進者の配置
- オ 職場の危険箇所の「見える化」の実施
- (6) 社会福祉施設
  - ア 新規開設時の安全衛生対策の確認
  - イ 法令に基づく安全衛生管理体制の整備
  - ウ 4S (整理・整頓・清掃・清潔)活動の推進等による転倒・転落災害の防止
  - エ 無理な姿勢による作業の排除、補助具等の利用による腰痛の防止
  - オ 職場の危険箇所の「見える化」の実施